

入所児童等の移行支援及び移行調整の手引き（令和6年7月）（概要）

別紙2

（令和6年7月2日こ支障第166号こども家庭庁支援局障害児支援課長通知）

- 障害児入所施設に入所する児童については、成人期の生活に向けて、関係者による早期からの連携調整を進めるとともに、成人期に相応しい環境への移行に向けた支援の充実を図る必要。
- 令和4年改正児童福祉法（令和6年4月施行）により、移行調整の責任主体の明確化（都道府県・指定都市）と必要な場合に満23歳に達するまで入所継続を可能とする制度的枠組みを構築。
- 都道府県等を中心に、関係機関が連携して移行支援・移行調整が進められるよう、基本的考え方や取り組むべき内容等について整理。（「障害児の新たな移行調整の枠組みの構築に係る手引き」（令和3年12月）を全面改定）

1. 移行支援・移行調整の基本的な考え方

- ・障害児入所施設に入所するすべての児童が、自らが希望する成人期に相応しい環境の中で過ごすことができるよう、**都道府県等を中心に**、障害児入所施設、児童相談所、市町村、児童相談所、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、保健・医療、教育等の関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、**計画的に移行支援・移行調整を進め、円滑な移行を図っていく必要**
- ・**入所児童本人の意向が真に尊重**されているかについて常に意識をもって対応する必要。**意思形成・意見表明を支援**し、保護者の意向とも調和を図りながら、**入所児童本人の選択を最大限に尊重**することが重要
- ・現時点の暮らしと育ちを充実させながら、日々の生活を通じて徐々に移行先やそこでの暮らし方を考えていくことが重要。**入所児童の生活を豊かにさせながら大人になっていくことを支援し、ウェルビーイングを実現**していくという観点を持つことが重要

2. 関係機関の役割と移行支援・移行調整の具体的取組

■都道府県・指定都市【移行の責任主体】

- 移行対象者の**状況把握・進捗管理**
 - ・調査等の実施、進捗確認等
- 「**協議の場**」の開催による連携・調整
 - ・関係機関の代表者等による「**全体の協議の場**」で管内の体制や支援の仕組み等を議論
 - ・個別事案の担当者等による「**個別の協議の場**」で個別の困難ケースの対応を議論
- 広域調整・広域連携**
 - ・管内市町村への情報提供や障害福祉サービス等の支給決定に係る広域調整
 - ・他の都道府県等との情報共有、入所児童や移行先に係る広域連携・広域調整
- 満18歳・満20歳までの**移行が困難な場合の給付決定・措置の延長**の対応



入所児童等の移行支援及び移行調整の手引き（令和6年7月）（概要）（続き）

2. 関係機関の役割と移行支援・移行調整の具体的取組（続き）

■ 障害児入所施設【移行支援計画に基づく移行支援・移行調整の実施主体】

○15歳以前からの本人への**意思形成支援・意見表明支援**

○**移行支援計画**の作成と当該計画に基づく**移行支援・移行調整**の実施

本人の状態や希望を踏まえ、関係者が連携して「移行支援計画」を作成し、

当該計画に基づき支援・調整（**ソーシャルワーカー配置加算、移行支援関係機関連携加算も活用**）

- ・移行後の生活を見据えた**自立支援**（生活、日中活動、外出、買い物、金銭管理等）
 - ・居住や日中活動の**見学・体験**（選択肢の拡大と希望の形成）〔**日中活動支援加算も活用**〕
 - ・**移行希望先**（移行先候補）との**調整、体験利用**〔**体験利用支援加算も活用**〕
 - ・移行先決定後の**移行までの支援**（相談支援事業所等との調整、移行先への支援内容の共有等、権利擁護の対応等）〔**地域移行加算も活用**〕
 - ・**移行後のフォロー**（生活が安定するまでの間、本人への相談援助、移行先への助言等）
 - ・**家族への支援**（本人との関係構築、相談援助、きょうだい支援等）〔**地域移行加算も活用**〕
〔**家族支援加算も活用**〕
- ※計画作成・更新時等に「移行支援関係機関連携会議」を開催し関係機関と連携・協働

○移行調整が困難なケースへの対応（個別の協議の場を通じ関係機関が緊密に連携して対応）

このほか、入所児童の現在と将来の暮らしに関わる関係機関が、協議の場をはじめ様々な場面で役割を果たすとともに、緊密に連携して対応

- 児童相談所【入所児童の状況や支援のフォロー】 ■ 市町村【体験利用・移行後の生活を支える障害福祉サービスの給付決定、地域生活支援】
- 基幹相談支援センター【移行先選定支援、相談援助】 ■ 相談支援事業所【移行後の生活を支える障害福祉サービスや支援の調整】
- 地域生活支援拠点等【地域移行支援、緊急対応等の地域生活支援】 ■ 障害福祉サービス事業所【体験機会、移行後の居住・生活の支援】
- 保健・医療の関係機関 ■ 教育の関係機関 ■ 発達障害者支援センター・医療的ケア児支援センター ■ 当事者団体 等

障害児入所施設の対応の流れ（イメージ）

入所 入所支援計画に基づき支援

- 本人支援（暮らしと育ちの支援）
- 家族支援
- ※意思形成支援・意見表明支援

15歳～ 移行支援計画の作成
計画に基づき移行調整・移行支援

- ・移行後を見据えた自立支援
- ・見学・体験
- ・移行先候補と調整、体験利用
- ※移行が困難なケースは個別の協議の場も活用

移行先決定

- ・相談支援事業所等との調整
- ・移行先への情報提供・助言等
- ※行政と連携し権利擁護に必要な対応も検討

～満18歳 退所（移行）
（最長でも満23歳に達するまで）

- ・移行後のフォロー
（本人への相談援助/移行先への助言等）

3. その他

○障害福祉計画・障害児福祉計画と連動させた取組の推進

- ・都道府県等及び市町村においては、協議の場をはじめ、入所児童の移行支援・移行調整の取組について、障害福祉計画・障害児福祉計画に位置付けて、必要な障害福祉サービス等の整備を含め、中長期的な見通しを持って計画的に進めていくこと

○（自立支援）協議会と連携した取組の推進（協議の場との連動、地域の資源開発や計画への反映）

○障害児入所施設の障害者支援施設への転換や併設等の留意点

- ・児者転換・児者併設などの対応に際しては、障害児者への適切な支援や地域の受け皿の観点から「協議の場」等で丁寧に議論を行うこと